

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：東京都

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクオーター特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

① 総合特区の目指す目標

少子化、人口減少時代を迎える日本が更なる経済成長を図るために、海外の人材、技術、資本等を引き寄せる対日投資の促進が不可欠である。

急速に経済成長を遂げているアジア諸都市が、海外企業誘致を進めている中で、国際的な都市間競争に勝ち抜けるポテンシャルを有する都市は、日本では東京をおいて他にはない。

アジアヘッドクオーター特区は、多国籍企業及びその従事者たる外国人のビジネス環境、生活環境を整備することによって、多くの企業が集積する東京にグローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を誘致することを目標とする。

特に、多国籍企業のアジア統括拠点を誘致できれば、誘致した多国籍企業と都内・国内企業のコラボレーションによって、新たな技術開発や販路開拓が促進されるほか、他の地域の国際戦略総合特区等への二次投資などにより日本全体に経済効果が波及することが期待できる。

これにより、東京がアジアの拠点としての地位を維持し、日本経済の再生を牽引する。

解説：

アジアヘッドクオーター特区は、東京に多国籍企業のアジア統括拠点等を誘致することを目指す特区であるが、東京に多国籍企業を誘致することの意義（アジアヘッドクオーター特区が、日本の経済・社会にどのような貢献をすることを想定しているのか）、多国籍企業誘致のための基本戦略、対日投資促進のためのソフトウエア、ハードウエアとして、どのようなことが求められており、そのためには具体的にどのような取組を行うか、アジアヘッドクオーター特区の対象地域の将来像、特区実施により期待される経済効果等については、本特区の推進母体である地域協議会が、「アジアヘッドクオーター特区域内ビジョン」としてとりまとめる。

域内ビジョンに記載している事項のうち、特に、総合特区の目指す目標との関係で、東京に多国籍企業を誘致する意義についての概要を以下に記載する。

グローバル化が進む現代の国際経済では熾烈な都市間競争が進んでおり、一国の競争力は、都市間競争に打ち勝てる大都市を持ち、その大都市の成長をゆるぎないものにできるかどうかにかかっていると言っても過言ではない。世界の大都市に伍するためには、世界の企業がその都市で経済活動をしたいと思うかどうか、投資家がその都市に投資をしたいと思うかどうか、あるいは世界の人々がその都市を訪れたいと思うかどうかという視点が重要となる。

特に、少子高齢化が進む日本としては、国内にある人材、資金等だけでは需給が縮小してしまうことから、世界から優秀な人材、情報、優れた技術や経営ノウハウ、資金等を日本に呼び込んで、社会経済を活性化させていくことが必要不可欠である。

しかしながら、近年、アジア諸国は急速な経済成長を遂げている一方で、日本のプレゼンス、国際競争力は相対的に低下している。企業誘致のための大膽な支援措置を講ずるアジア新興国にグローバル企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。

こうした中、東京都は、グローバル企業の国際ビジネス環境の整備としても意義の大きい羽田空港の国際化、三環状道路の整備といったハード面のインフラ整備を推進してきた。また、都市再生の取組のなかで国際金融拠点機能を強化する方針を打ち出し、グローバル企業に相応しいオフィス環境の提供等を支援してきた。

しかしながら、こと多国籍企業の誘致に関しては、法人実効税率の高さがネックとなっていたことに加え、英語が通じにくい環境の中で、ビジネス、生活支援、行政手続きなどのサポートといったソフト面での対応が不足していた。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降高まった防災面・エネルギー面での不安要素を解消する必要もある。

以上を踏まえ、東京都は、①誘致・ビジネス交流、②ビジネス支援、③生活環境整備、④B C Pを確保したビジネス環境整備の施策項目を掲げ、税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的企業誘致に取り組む。

アジア地域の急速な成長に注目しているグローバル企業は、地域統括拠点や研究開発拠点の設立に当たって、①生産拠点、流通拠点、販売拠点等の効率的な管理が可能な物理的位置、②市場へのアプローチのしやすさ、③利益の最大化（コストの最小化）、④生活環境等の要素を総合的に勘案して拠点の設置都市を決定している。

東京の強みである企業の高度な集積をはじめとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、多国籍企業及び多国籍企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行えば、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門（将来的に左記機能を有することが見込まれる多国籍企業を含む）や研究開発部門を東京に誘致することがまだ可能である。

また、これまで日本に進出した多国籍企業の動向を見ると、中長期的には、地方における製造、販売のための拠点づくりという二次投資につながり、地域経済の活性化や雇用拡大を生み出し、地方も潤していることがわかる。

特に、全世界で経済活動を行っているグローバル企業のアジア統括拠点を誘致できれば、この拠点が、アジア地域全体の中で、研究開発、製造、流通、販売等の拠点を何処に置くか、グローバル戦略製品の製造に当たり、どの企業と提携するかを判断する機能を有することから、これらの企業と日本各地に存在する高い技術力を有する企業との接触の機会が増え、国内企業の国際ビジネス展開の可能性も高まる。

さらに、多国籍企業誘致に向けた取組は、多国籍企業やそこで働く外国人のためだけでなく、現

在、東京が抱える様々な問題の解決や将来の日本の国土構造にも影響を与える東京の将来像の実現につながってくるものと考えている。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数

数値目標（1）：5年間で50社以上誘致

（対象業種：情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、
コンテンツ・クリエイティブなど東京（日本）の成長を促す業種）

評価指標（2）：その他の多国籍企業の誘致

数値目標（2）：5年間で500社以上誘致

（対象業種は上記と同じ）

3 特定国際戦略事業の名称

東京が日本全体の経済成長を牽引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①誘致・ビジネス交流事業、②ビジネス支援事業、③生活環境整備事業、④B C Pを確保したビジネス環境整備事業の4つの事業を特定国際戦略事業として位置付け、グローバル企業のアジア統括拠点と研究開発拠点の誘致に係る取組を行っていく。

① 誘致・ビジネス交流事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) 多国籍企業の掘り起こし

既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、世界規模での都市間競争に勝ち抜き、東京に多国籍企業を誘致することはできない。海外企業誘致セミナー等を通じ、多国籍企業の東京への関心を高め、経営層に東京を海外進出先の候補地として認知してもらうために、東京の魅力のP R、シティセールスを実施する。

2) M I C E 拠点の形成

多国籍企業誘致・ビジネス交流のために有意義な機会となる国際見本市や展示会、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるよう、既存のM I C E（Meeting、Incentive Travel、Convention、Event／Exhibition）機能がある臨海副都心エリアにおいてM I C E機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充に資する都市開発事業を促進する。

このため、都独自の取組として、臨海副都心を対象にM I C E機能の充実に資する事業、アフターコンベンション機能の形成に効果が高い事業、多国籍企業の進出促進に資する事業に対する補助制度を創設した。

3) ビジネスマッチング

多国籍企業は、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者（市場）の存在について着目しており、日本へ進出した際のビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求めている。

このため、誘致対象多国籍企業に対し、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等を行い、取引の機会の拡大を図る。

② ビジネス支援事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) ビジネスコンシェルジュの設置・運営

多国籍企業は、日本の法体系や商慣習に対する理解、各種行政手続き等に手間がかかったり、情報収集や手続きに何箇所もの行政機関等を回る必要があることに不満を有しており、これらに関する情報の提供、理解するための支援や、法務、会計などの専門的サービスへのつなぎをワンストップで提供することが求められている。

このため、誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している多国籍企業及び東京へ進出してきた多国籍企業を対象として、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）を設置し、法人設立などの法務・会計に係る各種手続きの代行を、弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携して実施する。

ビジネスコンシェルジュの設置・運営に当たっては、多国籍企業のニーズに適ったきめ細やかなサービス提供が可能となるよう、民間事業者等が主体となってサービスを提供する仕組みを構築する。

2) 行政手続き等の多言語による情報発信

外国語が通じにくい不便さを解消するため、行政手続き情報等を多言語で配信する。

③ 生活環境整備事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) 東京の魅力のPR

多国籍企業の従事者は、家族帶同で移住することが通常であり、多国籍企業が海外の拠点を選考するに当たっては、法人税等の経済的コストの問題だけでなく、従事者や家族の生活環境が整備されているかどうかも重要な判断要素となっている。

このため、東京は、アジアの他の諸都市と比べて、治安の面では安心でき、清潔な生活環境が高く評価されていること、高度な医療施設・医療技術、芸術、文化、スポーツ等の面でも、欧米の主要都市と変わりのない生活環境が確保できることを積極的にPRしていく。

2) 生活コンシェルジュの設置・運営

東京へ誘致した多国籍企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、外国人向けの

生活相談や各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営する。生活コンシェルジュは、ビジネスコンシェルジュ以上にきめ細やかなサービスの提供が求められることから、ビジネスコンシェルジュとの併設や都心部の再開発によって新たに生み出されるレジデンス機能のサービスとして付加されるコンシェルジュ機能の活用等による運営を図る。医療や行政手続きなど、相談内容が専門的領域に対応できるよう、医療機関や行政機関等の専門家集団が連携したサービスを展開する。

3) 外国語による受診機会の拡大

生活環境整備の中でも医療については、健康面で不安を抱えた時に母国語で診療を受けられる医療機関を求める声が強いことから、外国語で受診できる医療機関の情報をウェブサイトで提供することに加え、外国語による受診可能医療機関の拡大を図る。

4) 子女が外国語で学べる教育環境の整備

多国籍企業の経営者や管理職クラスで、欧米の大学への進学を控えた子女を抱える年齢層の場合、日本で教育を受けることが子女の進路決定にとってリスクとならないかを不安視する声がある。

このため、都立学校で外国人生徒が外国語で授業を受けられるようにしたり、小・中学校における外国人子女の教育環境の整備やインターナショナルスクールとの連携を図るなどして、外国人向け教育の充実化を図る。

④ B C P を確保したビジネス環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙 1～5）

1) B C P を確保した都市インフラの整備

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生に伴い、地震発生直後には、多くの外国人が海外へ出国したほか、一部の多国籍企業が本社機能を西日本へ移したり、一部の大企業が業務機能を西日本へ移行する動きが見られた。また、東京都内的一部も計画停電の対象区域となったことから、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務環境の回復が担保されるか不安に思う企業も出ている。こうした中、六本木のビルが自立・分散型電源や耐震性の観点から多国籍企業に改めて注目されるなど、東京の高度な都市インフラが改めて評価されつつある。

世界市場を相手にビジネスを展開している多国籍企業にとって、24 時間 365 日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外における拠点を選択するに当たっての前提条件であると言つても過言ではない。

このため、再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、超高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者や地域住民の一時滞在施設等として利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた建築物を誘導する。

また、コーポレートガバナンスシステムや蓄電池、太陽光発電の導入を促進し、自立・分散型の

エネルギー・ネットワークの構築、当該開発エリアやその周辺地で創出可能な電力・エネルギーの有効利用を図り、系統電力が途絶えても、当該地域では最低限のビジネス継続や避難生活維持を可能とする。

2) 先進的なビジネス支援機能の導入

再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、MICE施設、国際医療施設、ビジネスコンシェルジュ、教育関連施設、サービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能の導入を誘導する。

3) 個別プロジェクト

イ 丸の内二丁目7地区（旧東京中央郵便局）

竣工年月：平成24年5月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約21万5,000m²

主な施設：国際ビジネス・観光情報センター、国際会議場、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ロ 渋谷二丁目21地区（渋谷ヒカリエ）

竣工年月：平成24年4月

高さ・階数：約182.5m、地上34階

延べ床面積：約14万4,000m²

主な施設：エキシビションホール、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ハ 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業（アークヒルズ仙石山森タワー）

竣工予定：平成24年8月

高さ・階数：約199m、地上47階

延べ床面積：約14万3,600m²

主な施設：帰宅困難者受入施設、中圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機器、防災備蓄倉庫

ニ 大手町地区B-1地区（旧経団連会館）

竣工予定：平成24年9月

高さ・階数：約177m（B棟）、地上34階

延べ床面積：約24万1,400m²

主な施設：国際医療施設、金融教育・交流センター、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ホ 京橋三丁目1地区

竣工予定：平成25年春

高さ・階数：約130m、地上24階

延べ床面積：約11万6,000m²

主な施設：国際医療施設、防災備蓄倉庫

ヘ 六本木一丁目西B-1地区（旧六本木21・25森ビル）

竣工予定：平成25年6月

高さ・階数：約108m、地上20階

延べ床面積：約5万5,300m²

主な施設：長時間対応の非常用発電機

ト 日本橋室町東地区（2-3街区/1-5街区）

竣工予定：平成26年1月

高さ・階数：約116m・22階 / 約80m・17階

延べ床面積：約6万3,000m² / 約2万9,300m²

主な施設：防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設、観光情報センター

チ 環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業（Ⅲ街区）

竣工予定：平成26年9月

高さ・階数：約247m、地上52階

延べ床面積：約24万4,360m²

主な施設：国際会議場、ホテル

リ 丸の内一丁目1-12地区（旧第一鉄鋼ビルディング、第二鉄鋼ビルディング）

竣工予定：平成27年春

高さ・階数：約140m、地上25階

延べ床面積：約11万4,000m²

主な施設：サービスアパートメント、ビジネスサポート施設、空港直通バス待合施設、

防災備蓄倉庫

ヌ 京橋トラストタワー

竣工予定：平成26年2月

高さ・階数：約108m、地上21階

延べ床面積：約5万2,000m²

主な施設：ホテル、高出力（通常時の80%）・長時間（最長1週間）対応の非常用発電機、

防災備蓄倉庫

ル (仮称) 大手町 1-6 計画

竣工予定: 平成 26 年 4 月

高さ・階数: 約 200m、地上 38 階

延べ床面積: 約 19 万 8,000 m²

主な施設: 事務所、ホテル、店舗、駐車場、「大手町の森」

・上記のほか、複数の再開発事業が計画・進行中であり、施工予定、主な施設等が確定したものから、逐次追記する予定である。

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

対象事業無し

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置

別紙 1-9 に記載のとおり

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置及び協議の状況

①特定供給対象エリアの弾力運用

平常時・非常時を通じて、安定して熱エネルギーを供給していくためには、近接する供給エリア間を結び、相互に融通する必要がある。しかしながら、熱供給事業法第 13 条第 2 項において「熱供給事業者は、その供給区域にかかる熱供給施設を使用してその供給区域以外の地域において、一般的の需要に応じ熱供給を行ってはならない」とされていた。

このため、国との規制緩和協議を重ねた結果、供給能力確保を前提に隣接（道路を挟む場合も含む）する新しい地点へ供給する場合においては、熱供給事業法第 7 条第 1 項の規定を適用し変更許可が可能との結論を得、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、供給エリア間における熱エネルギーのネットワーク化を図り、BCP を確保したビジネス環境整備事業を推進する。

②非常用発電機による住戸内電源供給

停電時に稼動する非常用発電機を活用し個別住戸に電源供給を行う場合、現行では、特定供給の許可を得なければならなかった。しかしながら、事業者が個別住戸毎に配線を行うこと、その際の電力は無償であること等を前提に国と規制緩和協議を行ったところ、電気事業法第 17 条第 1 項に規定する「電気事業を営む場合」に該当しないとの結論を得、当該目的を達成することが可能となった。

また、個別住戸に供給する場合に月 1 回行うこととされていた点検頻度についても、一般電気

工作物と同様に4年に1回の点検頻度で可能との回答を得た。

以上のことから、非常用発電機における住戸内電源供給を行い、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

③熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和

非常時においては、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家に対して優先的な熱エネルギーの供給が求められる。しかしながら、非常時であっても現行では供給が必須である災害活動拠点等に対して優先的な供給はできないことから、国と規制緩和協議を行ったところ、事前に非常時における熱エネルギーの供給体制について需要者全員から同意を得るなどの措置や予め供給規定に非常時における供給体制を包括的に規定し認可を取得するなど、特定の需要者に不当な差別的取り扱いをするものでないことが認められれば、一部の需要者に対して熱エネルギーの供給停止を行わないことは可能との見解を得、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、熱供給事業者が災害時において、災害活動・支援活動拠点等に対して優先的に熱エネルギー供給を行い、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

- 提案していた規制緩和項目のうち、国との協議の結果、さらに建設的な協議を国と進めいくこととなった事項は下記のとおり。

①入国・再入国申請審査の緩和

都が認定した多国籍企業に就労を予定している外国人が、日本へ入国する場合における在留資格審査の迅速化及び都が設置するビジネスコンシェルジュによる在留資格審査申請手続の代行について、建設的な協議を行っていく。

②ビジネスジェットの使用手続簡略化

羽田空港におけるビジネスジェットの駐機制限の緩和については、国との協議の中で合意した連続駐機可能日数を10日に延長（現在7日）することについて、速やかな実施を要望する。また、ビジネスジェット利用者のC I Q手続きを含む専用動線の確保については、国において羽田空港の国際線ターミナル拡張工事に合わせ整備に向けた関係者との調整を進め、進捗に応じ都と国による協議も引き続き行っていく。

③熱供給事業における料金設定の弾力化

燃料費変動に伴う料金改定制度の導入について国は、全国的に同時期に一斉の料金改定を実施することが適当であり、現在、エネルギー政策の見直しの議論や熱の面的利用のあり方の議論を踏まえ具体的な検討を行っていくこととしていることから、検討の進捗にあわせ、引き続き協議を実施していく。

④船舶運航事業者に対する要件緩和

国との協議の中で合意した、羽田ーM I C E会場間の航路における、旅客不定期航路事業による乗合旅客の運送に関わる緩和措置について、具体的な航路の確定等の必要な措置を行った上で、手続きの早期実施を求める。また、係留保管場所が適法な不定期航路事業者が飲食提供等を行う場合における不定期航路事業の乗合片道運行について、引き続き協議を行う。

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【1／2】

1 特定国際戦略事業の名称

<<誘致・ビジネス交流事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内に統括事業又は研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業を実施する多国籍企業

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容 【統括事業】

○2以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が2以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該2以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該2以上の法人が行う事業を統括する事業であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する法人により行われるもの

【研究開発事業】

○環境への負荷の低減に資する高度な技術に関する研究開発（施行規則第1条（以下同じ）第1項第3号、第4号及び第5号に該当するものに限る）

○高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品の研究開発（第2項第1号及び第5号に該当するものに限る）

○ナノテクノロジー、半導体等に係る高度な産業技術の研究開発（第3項第1号及び第3号に該当するものに限る）

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

【統括事業】

第5項第1号 二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（以下「統括事業」という。）であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する法人により行われるもの

【研究開発事業】

第1項第3号 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。第5条第4項第2号にお

いて同じ。) その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるもの（第5条第1項第4号において「再生可能エネルギー源」という。）の利用に係る研究開発又は供給に関する事業

- 第1項第4号 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業
- 第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業
- 第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- 第2項第5号 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- 第3項第1号 微細な炭素繊維に係る技術の研究開発その他ナノテクノロジーの研究開発に関する事業
- 第3項第3号 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。東京がアジアの拠点として優位に立つためには、世界の企業が経済活動の場としてその都市を選び、投資家が投資先としてその都市を選択するような、都市としての総合的な魅力の高さが求められている。企業誘致のための大膽な支援措置を講ずるアジア新興国に多国籍企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。そのため、特区内に多国籍企業の統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。中でも統括拠点は、一般の外国企業と比較して1社当たりの経常利益が高いなど、高付加価値を生む拠点である。そのため多国籍企業の統括拠点を誘致することにより、雇用を増加させるとともに、対内直接投資の増加が期待できる。特区内にヒト・モノ・カネが集積することにより、持続的な経済成長をもたらすことが見込まれる。

日本に拠点を置く外資系企業の4分の3は東京に集積しており、また平成19年以降は都市再生制度の活用により国際金融拠点機能の整備を図ってきたところである。こうした海外からの投資を呼び込む素地を備えている本特区内に、さらに総合特区制度を活用した規制緩和等により、多国籍企業の誘

致を効果的に実施することで、特区内に誘致した企業等や特区内又は国内の既存企業等との相互の接触・交流の機会が効果的に増加する。競争や協働など企業にとって魅力的なビジネス環境が整備されることで、企業の国際的な企業群による特区内でのビジネス展開が促進される。

さらに、統括拠点及び研究開発拠点に付随して、営業販売拠点や関連産業の特区内への立地も見込まれるところであり、特区内における高度かつ多様な企業集積が図られる。

なお、特区内に誘致した企業は、日本国内で特区外にも二次投資を行うことが想定され、日本経済の活性化を目的とする国際戦略総合特区本来の目的にも寄与すると考えられる。

都は、総合特区制度に基づく法人税の軽減措置と併せて、法人事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税の減免を行うことを予定している。これにより、法人実効税率をアジア諸国と競争可能なレベルにまで引き下げるとともに、税制以外のソフト・ハードの総合的な魅力によって、東京への多国籍企業の立地を促進していく。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

【統括事業】

統括事業を実施するための設備

【研究開発事業】

○環境への負荷の低減に資する高度な技術に関する研究開発のための設備等

○高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品の研究開発のための設備等

○ナノテクノロジー、半導体等に係る高度な産業技術の研究開発のための設備等

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2. 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

別紙「アジアヘッドクオーター特区の境界図①～⑤」のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

総合特区計画認定後から事業実施予定

別紙1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2／2】

1 特定国際戦略事業の名称

<<生活環境整備事業>>（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において多国籍企業の従事者や家族等の生活環境整備を実施する者のうち下記の者

- ・新たにインターナショナルスクールを設置し運営する者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
誘致した多国籍企業の従事者とその家族の生活環境整備を目的として、外国人子女の教育環境の整備（第5項第4号）を行う。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第5項第4号 外国会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社をいう。）に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国语の教育に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国にグローバル企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつあることから、当特区では、多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。
多国籍企業が海外の拠点を選考するに当たり、従事者やその家族の生活環境が整備されているかどうかも重要な判断要素となっている。
東京へ誘致した多国籍企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うことや、各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営するとともに、教育面をはじめとして外国人の生活環境整備を図ることで、本特区が目標とする多国籍企業誘致を強力に推進することが可能となる。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
インターナショナルスクールの運営に要する建物及びその付属設備並びに構築物

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
別紙「アジアヘッドクオーター特区の境界図①～⑤」のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
総合特区計画認定後から事業実施予定

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《誘致・ビジネス交流事業》別紙1—2関係
これまでの調整状況	平成24年3月 国際不動産見本市で多国籍企業に対してPRを実施した。 その後、複数者より問い合わせあり。
特定する方法	特区内において統括事業又は研究開発事業を実施する者からの事業提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業計画受付 都が事業実施主体を指定 事業実施主体が地域協議会に参画 事業開始

対象事業名	《生活環境整備事業》別紙1—2 関係
これまでの調整状況	平成23年10月 第1回地域協議会打合せ会開催 第2回地域協議会打合せ会開催
特定する方法	特区内において多国籍企業の従事者及び家族向けの生活環境整備等を実施する者からの事業提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業計画受付 都が事業実施主体を指定 事業実施主体が地域協議会に参画 事業開始

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【1／4】

1 特定国際戦略事業の名称

誘致・ビジネス交流事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において誘致・ビジネス交流事業（グローバル企業が実施するアジア地域の統括事業及び研究開発事業）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。誘致・ビジネス交流事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「誘致・ビジネス交流活動」及びその解決策である「外国企業の東京に対する認知度を高め、東京進出へとつなげていくとともに、海外への継続的なアプローチにより、海外進出の候補地の一つとして東京を検討対象としている外国企業の掘り起こしを行う。」とも整合している。

外国企業が実施する統括事業及び研究開発事業について必要な資金の貸付を行うことで、外国企業の東京進出へのインセンティブとともに、誘致した外国企業の日本への着実な定着を図る。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表

第1に掲げる対象事業項目）

第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及び
その成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの
利用の促進等に関する事業

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における
当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事
業

第8号 高度な情報通信基盤の整備等に関する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【2／4】

1 特定国際戦略事業の名称

ビジネス支援事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてビジネス支援事業（外国企業を対象とした、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口となる事業等）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。ビジネス支援事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「ビジネス環境の整備」及びその解決策である「外国企業に就労する外国人の日本における円滑なビジネス実施を支える環境の整備」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別、(総合特区支援利子補給金交付要綱別表

第1に掲げる対象事業項目)

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【3／4】

1 特定国際戦略事業の名称

生活環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において生活環境整備事業（外資系企業の従事者や家族等の医療・教育に関する事業の運営）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。生活環境整備事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「生活環境の整備」及びその解決策である「東京へ誘致した外国企業の従業員やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うとともに、各種相談対応や各種手続の代行、医療機関や行政機関に関する情報の提供などをを行う機関を設置する。また、医療・教育面での外国人の生活環境整備を図る。」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表

第1に掲げる対象事業項目）

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙1－5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【4／4】

1 特定国際戦略事業の名称

BCPを確保したビジネス環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてBCPを確保したビジネス環境整備事業（先進的ビジネス支援機能、自立・分散型エネルギー・システム、高度な防災対応力等を有する建築物等の設置）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。BCPを確保したビジネス環境整備事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「都市インフラの整備」及びその解決策である「大規模災害時にもその区域内で一定期間は避難でき、ビジネスを継続できるよう、長周期地震動対策や液状化対策等、高い防災対応能力を備えるとともに帰宅困難者ステーションの機能を有するスペース等を確保する。また、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を確保するため、平時から省エネ、省CO₂を図るとともに、特区対象区域内の電力・熱自給率を高める自立・分散型エネルギー・ネットワークを構築する。」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業

第2号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

第6号 観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業

別紙1－9 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

<税制上の支援措置>

○対象法人

アジア統括拠点または研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に当該特区地域に新たに設立された多国籍企業

○対象税目

法人事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税

○減免割合

全額（法人事業税は、全額減免により法人実効税率▲2.42%）

○減免期間

5年間（法人事業税、固定資産税・都市計画税）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

<都市再生の制度等を活用した都市機能の充実>

国際医療施設やサービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能や、防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設等の高度な防災対応力を有する施設、コーチェネレーション設備等の自立・分散型エネルギーシステムの導入を進める施設については、「特定都市再生緊急整備地域」の「地域整備方針」の都市再生の貢献項目として明確に位置づけ、容積率の緩和等の誘導策を実施し、災害時にも企業が事業を継続することのできるビジネス環境の整備を促進する。

3. 地方公共団体等における体制の強化

総合特区を推進するため、知事本局に専任の部長級職をリーダーとした担当グループを設置するとともに、都庁内で総合特区を一体的に推進するため、知事本局長を本部長とし関係部局の部長クラスで構成する推進本部を設置した。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

(i) 東京の2020年の姿とそれに向けた政策展開を描いた「2020年の東京」の策定

東京都は、平成23年12月22日に、新たな長期ビジョン「2020年の東京」を策定し、公表した。「2020年の東京」は、東京都が目指す将来の東京の姿とそれに向けた政策展開を明らかにし、東京が大震災を乗り越え発展を続け、日本を牽引していく道筋を提示したものである。

平成18年に策定した「10年後の東京」計画に掲げた各施策を引き続き着実に推進するとともに、防災対策、エネルギー政策、国際競争力の向上策を特に強化することを掲げている。

また、2020年東京の将来像の実現のため、「産業力と都市の魅力を高め、東京を新たな成長軌道に乗せる」をはじめとする8つの目標を掲げ、この8つの目標を戦略的に達成するための12のプロジェクトを提示している。

この12のプロジェクトの一つとして、「アジアのヘッドクォータープロジェクト」を位置づけ、総合特区制度と都市再生の制度等を一体的に活用し、アジア地域の拠点となる外国企業を誘致する方針を掲げ、税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的な企業誘致を行うことで、誘致外国企業と国内中小企業が刺激し合い、新規需要や高付加価値を創出することをそのコンセプトとしている。

(ii) 「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」の策定（別紙）

外国企業誘致のための具体的な取組や、アジアヘッドクォーター特区の対象地域の将来像、特区実施により期待される経済効果等について、本特区の推進母体であるアジアヘッドクォーター特区地域協議会で「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」として取りまとめる。

（Ⅲ）個別の取組（事業）について

<誘致・ビジネス交流>

（1）誘致事業

日本貿易振興機構（J E T R O）と連携するなどして、海外進出の決定権を持つビジネスパーソンに対して積極的な誘致活動を実施する。誘致活動の実施に際しては、J E T R Oのほか、民間のノウハウを活用する。また、海外で開催される国際見本市や海外企業誘致セミナーなどのほか、国内で開催されるM I C E の機会を捉え、外国企業に対する誘致活動を実施する。

（2）産業交流施設の整備

羽田空港跡地を活用し、大田区と連携して、国際会議や産業交流のための施設を整備する。海外を含む広域的な企業、研究機関、大学等との人材交流と技術連携ネットワークを構築し、誘致外国企業と国内中小企業とのビジネスマッチングの機会を提供するとともに、対日投資のワンストップサービス等を実施する。

（3）コンベンション人材育成

大学や企業との連携を進め、M I C E 誘致の専門スキルや観光全般に精通した人材を育成する。

（4）M I C E を通じた日本復興・東京安全P R 事業

M I C E 参加者に対して、都内の代表的観光スポット等を巡るツアーや、茶道など日本の文化を体験できるプログラムを提供し、東京の魅力を実感してもらう。

(5) イメージ回復メディア招聘事業

海外メディアを招聘し、東京の変わらない魅力を体感してもらうとともに、正確な情報提供等を行い、震災による負のイメージを払拭する。

(6) 臨海副都心のM I C E 拠点化

臨海副都心を対象にM I C E 機能の充実に資する事業、アフターコンベンション機能の形成に効果が高い事業、外国企業の進出促進に資する事業に対する補助制度を創設する。

<ビジネス支援>

(1) ビジネスコンシェルジュ事業

誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している外国企業及び東京へ進出した外国企業を対象とし、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）を設置し、外国語が堪能で、外国企業との窓口となる高度人材（コンシェルジュ要員）の統括のもと、専門サービスを担う弁護士、会計士、東京都中小企業振興公社等が参画し、外国企業のビジネスに必要な多岐にわたるサービスを展開する。

ビジネスコンシェルジェの設置・運営に当たっては、外国企業のニーズに適ったきめ細やかなサービス提供が可能となるよう、民間事業者等が主体となってサービスを提供する仕組みを構築する。

(2) 行政情報等の多言語配信事業

円滑な事業活動やビジネス交流の促進を目的に、必要な法令、商取引、行政手続き情報等について、ウェブサイトを通じて多言語で配信する。

(3) 外国語対応事業所の認証事業

外国語が通じにくい不便さを解消するため、英語で対応できる法律・会計事務所等に対する認証制度を創設し、認証事業所等をウェブサイト等で発信することで、外国人の円滑なビジネス環境を構築する。

<生活環境整備>

(1) 東京の魅力のP R

東京は、ビジネスが集積する経済都市であるとともに、アジアで最も成熟した大都市である。高度な医療、治安の良さ、江戸から培った伝統的な文化、欧米と比べても遜色の無い文化・スポーツ環境など、その成熟度は、アジアの諸都市のなかでは、群を抜いている。これらの要素は、グローバル企業の経営者層をはじめとする外国人を魅了し、誘引する源である。

法人税の軽減等の経済的なメリットだけでなく、東京の都市としての成熟度、言い換えると、高度で豊かな生活環境を外国企業にアピールし、都市としての総合力を示すことで外国企業誘致に取り組んでいく。

(2) 生活環境コンシェルジュ事業

東京へ誘致した外国企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、外国人向けの生活相談や各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営する。生活コンシェルジュは、ビジネスコンシェルジュ以上にきめ細やかなサービスの提供が求められることから、ビジネスコンシェルジュとの併設や都心部の再開発によって新たに生み出されるレジデンス機能のサービスとして付加されるコンシェルジュ機能の活用等による運営を図る。医療や行政手続きなど、相談内容が専門的領域に対応できるよう、医療機関や行政機関等の専門家集団が連携したサービスを展開する。

(3) 外国語で学べる教育環境の整備

外国人生徒の就学を支援するために、インターナショナルスクールが不足する高校課程において、都立高校で英語による授業を実施する。将来的には国際バカロレア資格の取得を可能とするカリキュラムを編成する。

(4) 東京ユビキタス計画の推進（ＩＣＴを活用したユニバーサルデザインのまちづくり実証実験の運営）

ユビキタス技術を活用して、多言語による携帯情報端末等で誰もが不自由を感じることなくまち歩きができる環境整備を推進する。

(5) 案内サインの充実

多くの人が集まる観光地等で、誰もがわかりやすい多言語表記の案内サインを設置する。また、都営地下鉄各駅において、東京メトロとデザインを共通化した案内サインを整備する。

(6) 外国人児童・生徒対応事業

東京都教育相談センターでの外国語（中国語、英語、韓国・朝鮮語）による就学・進級等に関する情報提供及び教育相談の実施や学校における日本語指導の拡充等により、外国人児童・生徒に対する教育を充実する。

(7) 居住環境における防災対応力の強化

外国人をはじめとする居住者が安心して生活できるよう、居住環境における防災対応力の強化を図る。民間の都市開発の取組の中で、住戸内においても非常用照明やコンセントを設置し、停電時にも最低限の部屋内の照明や電源を確保できる環境を整備する。

< B C P を確保したビジネス環境整備 >

(1) 高度防災都市づくりのための自立・分散型電源導入支援補助制度

大規模開発等にあわせてコージェネレーションシステムなどの導入を誘導する。災害時に避難所機能等を担う開発事業者によるコージェネレーションシステム導入を補助する。中小企業に対しても、コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入を補助する。

(2) 都市づくりにおけるエネルギー・マネジメント等の推進

大丸有地区において、大規模な再開発予定街区を対象に、エネルギー需給の最適化に向け、エネルギー・マネジメント等に関する実証調査を実施する。また、調査結果に関する情報を発信し、開発事業者等に普及を図る。

(3) 自立・分散型発電導入ポテンシャル調査

非常時にも対応できる電力供給体制について検討する。臨海副都心において、地域の主要施設が自立的に事業継続できる電力・熱需要のネットワークを構築する。

<他の国際戦略特区との連携>

東京が外国企業、特にアジア業務統括拠点の誘致を進める中で、日本の企業の研究開発能力、新技術は、外国企業にとって魅力であり、東京が外国企業を誘致する重要な P R 要素となる。

また、誘致した外国企業の業務統括拠点が日本各地に存在する高度な技術を有する企業との連携を進めるために二次投資を行えば、日本経済全体にとっても対日投資が波及することを意味する。

こうした観点から、東京が外国企業を誘致するに当たっては、国際戦略特区に指定された他の地域との連携が不可欠であり、他の国際戦略特区が国際競争力を高める取組に東京都として協力できることは協力することで、日本の国際競争力強化に繋げていく。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジアヘッドクオーター特区協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 26 日
地域協議会の構成員	<p>千葉商科大学学長 島田 晴雄 森ビル㈱、森トラスト㈱、三井不動産㈱、 三菱地所㈱（大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会、三菱地所㈱、共同提案代表） 住友不動産㈱（新宿副都心エリア環境改善委員会 事務局企業） ㈱フジテレビジョン（東京DAIBA・MICE/IR 国際観光戦略総合特別区域 共同提案グループ代表） 東京急行電鉄㈱（東京急行電鉄㈱・東急不動産㈱共同提案代表） （独）日本貿易振興機構、東京都、千代田区、中央区、港区、 新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、㈱日本政策投資銀行</p>
協議を行った日	<p>(第1回) 平成 23 年 9 月 26 日 協議会を開催</p> <p>(第2回) 平成 24 年 1 月 13 日 協議会を開催</p> <p>(第3回) 平成 24 年 2 月 8 日～14 日 持ち回り（メール）協議完了</p> <p>(第4回) 平成 24 年 5 月 29 日 協議会を開催</p>
協議会の意見の概要	<p>(第1回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. それぞれの立場から活発な議論を行っていくことを確認。 2. 外資系企業を呼び込むに当たって重要なことは、①広いオフィススペースの提供、②職住近接といった生活空間の充実、容積率規制・形態規制の緩和が必要。 3. シンガポールや香港を追いかけるのではなく、世界に類を見ない、質の高いものを地域一体となって作っていくことが重要。 4. 総合特区の具体的な事業の実施に当たっては、地域への影響を考慮し、必要に応じて、新たな規制緩和策等を検討していくことも重要。 5. 国への総合特区申請については了承。申請書の確認については会長一任。 <p>(第2回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世界はシステム間競争。日本を浮揚させるには、東京が最大限勝つこと

	<p>が重要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 特区によってどのように東京を変えていくのかを、明確に打ち出すことが必要。 3. オープンイノベーションで世界のベンチャーを東京に集めるようなイメージが必要。 4. 都として総力を挙げると共に、様々な業界から意見を吸い上げてプランを作っていくことが重要。 <p>(第3回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合特別区域計画について、持ち回り（メール）で協議し、内容について、合意（内閣官房地域活性化統合本部事務局の見解を踏まえ、この時点での認定申請は未実施。） <p>(第4回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政策投資銀行への新規加入を承認。 2. アジアヘッドクオーター特区域内ビジョンには、海外企業と東京の持つ高い技術力との連携、地域住民と外国人とのコミュニティの形成、教育の国際化等の視点を反映させる必要。 3. アジアヘッドクオーター特区域内ビジョンを了承。修正意見等の反映については会長一任。 4. 総合特別区域計画認定申請書を了承。申請書の確認については会長一任。
意見に対する対応	<p>(第1回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 今回の提案においても、地域の取組として自立・分散型エネルギーシステム等を導入した場合における容積率緩和を掲げているが、当該総合特区は、都市再生の制度と一体的に進めていくこととしており、引き続き必要な検討を行っていく。 4. 新たな規制緩和項目等についても、地域協議会で検討していく。 <p>(第2回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. グローバルに展開される都市間競争を勝ち抜くための都市戦略として、アジアヘッドクオーター域内ビジョンを策定する。 4. 平成24年2月1日付で、東京都知事本局内に総合特区専管の組織を設置した。また、誘致対象分野の企業へヒアリングを行うなど、実態を踏まえた事業展開を行う。